

林業事業者の皆様へ

外国人技能実習制度について

林業職種（育林・素材生産作業）

～特に押さえておくべきポイントとは～

令和6年10月
一般社団法人 林業技能向上センター

I 外国人技能実習制度について

外国人技能実習制度は、我が国で培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度です。平成29年11月1日に施行された外国人技能実習法では、外国人技能実習制度が、このような国際協力という制度の趣旨・目的に反して国内の人手不足を補う安価な労働力の確保等として使われることのないよう、また、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行なわれるよう、本リーフレットをご活用して技能実習制度の適切な運用にご協力をお願いします。

技能実習の流れ

外国人を受け入れる前の準備

技能実習生の受け入れ申込

技能実習の開始

林業技能検定試験の受験

帰国

ポイント

- 1 技能実習計画の作成・認定が必要となります。→P2、12、13
- 2 技能実習責任者を配置する必要があります。→P5
- 3 技能実習生の宿舍の基準が決まっています。→P6
- 4 許可を受けた監理団体から技能実習生を受入れます。→P7
- 5 優良な実習実施者・監理団体は、実習期間と受入人数枠が拡大されます。→P8
- 6 技能実習の開始後、届出が必要となります。→P9
- 7 定められた講習を実施するなどがあります。→P12、13
- 8 技能実習生に対する、人権侵害行為等に罰則が設けられています。→P9
- 9 労働時間関係の労働条件についても、労働基準法を準拠してください。→P10、11
- 10 技能実習生は技能検定を受検する必要があります。→P14

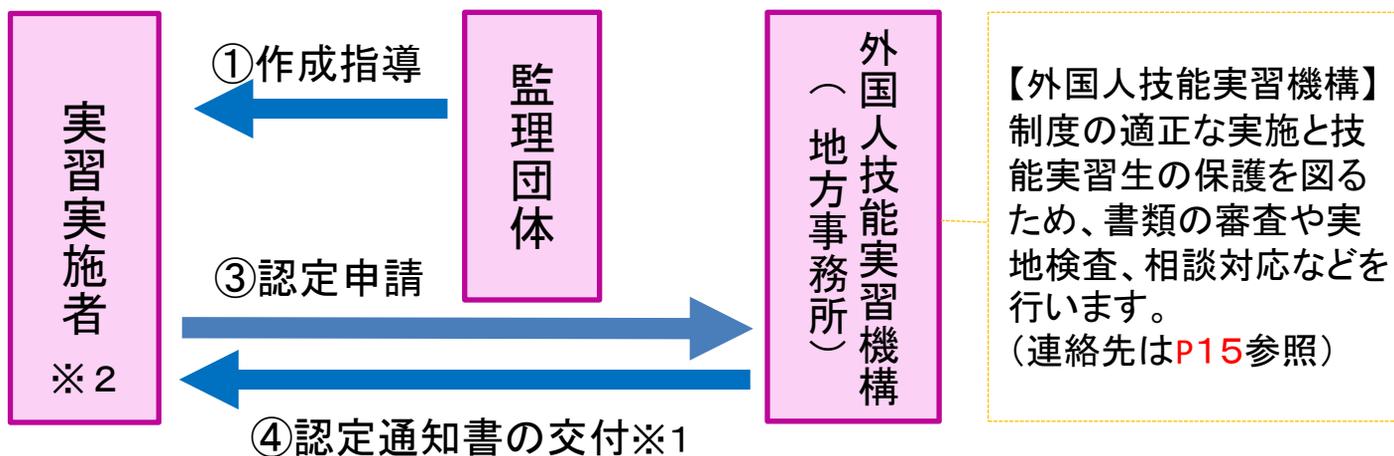
1 実習実施者は技能実習計画を作成し、認定を受ける必要があります。

Q: 技能実習生の実習計画は、誰が作るのですか？

A: 実習計画は技能実習1～3号とも実習実施者が作る必要があります。実習計画は外国人技能実習機構に申請し認定を受ける必要があります。

- (1) 監理団体の指導の下、実習実施者が実習計画を作成します。
- (2) 実習開始予定日に間に合うよう、1・3号であれば実習開始の4ヶ月前、2号であれば実習開始の3ヶ月前までに申請する必要があります。
(なお、申請は監理団体に委任し、監理団体が行うことも可能です。)
- (3) 実習計画の作成の際の留意点はP12、13をご覧ください

②作成



※1 実習計画の認定後、監理団体は出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格認定証明書交付申請(地方出入国在留管理局の標準審査期間2週間)を行い、その後、技能実習生は入国することになります。

※2 林業職種の場合、実習実施者は「林業労働力の確保の促進に関する法律」第5条第1項の認定を受けている者又は「森林経営管理法」第36条第2項の規定により公表されている民間事業者である必要があります。

10 林業職種の技能実習計画はどんなもの。

移行対象職種・作業にあつては、次に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ条件に適合することが必要です。

【必須業務】技能実習生が習得等をしようとする技能等に係る技能検定の試験範囲に基づき、技能等を修得等するために必ず行わなければならない業務をいう。

【関連業務】必須業務に従事する者により当該必須業務に関連して行われることのある業務であつて、修得等をさせようとする技能等の向上に直接または間接に寄与する業務をいう。

【周辺業務】必須業務に従事する者が当該必須業務に関連して通常携わる業務(関連業務に掲げるものを除く。)をいう。

※それぞれ、従事させる時間のうちそれぞれ、業務の10分の1以上を安全衛生に係る業務に充てる。
※審査基準の定めのない業務も関連業務、周辺業務として実施することも認められる場合があります。

その場合、

- ・関連業務であれば、同じ事業所の日本人も従事しているなど、必須業務に従事する者により当該必須業務に関連して行われることのある業務であり、かつ、修得等をさせようとする技能等の向上に直接又は間接に寄与する業務であること
- ・周辺業務であれば、同じ事業所の日本人も従事しているなど、必須業務に従事する者が当該必須業務に関連して通常携わる業務(関連業務に該当するものを除く)であること

について、技能実習計画申請時に、理由書の提出により立証いただく必要があります。判断に悩む場合には、技能実習機構の地方事務所・支所の認定課に事前に御相談下さい。これらの業務には時間配分は定められないものの、安全衛生に係る業務を行わせることが基準となります。

※技能実習計画の審査基準、モデル例及び技能評価試験の試験基準は厚生労働省のHPをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihat-su/global_cooperation/002.html

技能実習計画作成の際は次の点にご留意ください。

- 1 チェーンソーを使用する業務に就く前に、労働安全衛生規則第36条第8号に基づく安全衛生特別教育が計画されていること。
- 2 刈払い機を使用する業務に就く前に、「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について」(平成12年2月16日付け基発第66号)に基づく、安全衛生教育が計画されていること。
- 3 林野庁作成の習熟度を確認する試験の実施が計画されていること。
- 4 伐木等機械や走行集材機械等の運転に関する業務が計画されていないこと。

【業務区分ごとの全実習時間に対する割合と業務の範囲】

業務区分	全体計画に含まれる割合	業務の範囲
必須業務	2分の1以上	育林、素材生産、安全衛生
関連業務	2分の1以下	育苗、獣害等防止対策資材の設置、支障木の除去等補助、丸太の検知、蜂等の防除、倒伏防止・雪起こし、作業地の明認
周辺業務	3分の1以下	資機材の運搬等、保守点検

2 技能実習責任者を配置する必要があります。

Q: 技能実習責任者って必ず必要ですか？

誰でも良いのですか？

どんな仕事をするのですか？

A: 事業所ごとに実習責任者の選任が必要です。

実習を統括管理する立場にあるため、要件、仕事内容に照らして適任者を選びましょう。

要件

- (1) 実習実施者又はその常勤の役員若しくは常勤の職員であること※1
- (2) 技能実習指導員、生活指導員など、実習に関与する職員を監督する立場にあること※2、3
- (3) 過去3年以内に技能実習責任者を対象とした養成講習を修了していること

仕事の内容

技能実習に関与する職員の監督、技能実習の進捗状況の管理のほか、以下の事項の統括管理を行います。

- (1) 技能実習計画の作成
- (2) 技能実習生の技能等の評価
- (3) 外国人技能実習機構又は監理団体に対する届出、報告、通知等の手続き
- (4) 帳簿書類の作成及び保管、実習実施状況報告書の作成
- (5) 監理団体との連絡調整 など

※1 実習責任者は指導員等を監督する立場にあることから、新人職員を名ばかりの実習責任者に選任することはできません。

※2 実習責任者は技能実習指導員及び生活指導員と兼務することも可能です。

※3 林業職種の技能実習の場合、技能実習指導員は林業技能士の資格等を有する必要があります(詳細はP12参照)。

3 技能実習生が居住する適切な宿泊施設の基準が決まっています。

Q: 技能実習生の住居は誰が準備するのですか？
どんなところでも良いですか？

A: 実習実施者は監理団体と連携して適切な住居を確保する必要があります。適切な住居と認められるには9つの要件があります。

住居の要件

- (1) 宿舎は火災による危険のある場所、衛生上有害な作業現場、被災の恐れがある場所などの付近を避けること
- (2) 寝室が2階以上にある場合は、簡単に屋外に通じる階段を2カ所以上設けること
- (3) 十分な消火設備を設置していること
- (4) 寝室は一人一人の十分なスペースを確保し、日当たりが良く、採暖の設備を設けること
- (5) 就眠時間が違う2組以上の実習生がいる場合、寝室を別にする
- (6) 食堂又は炊事場は衛生環境を整備し、病害虫を防ぐこと
- (7) トイレ、洗面所、洗濯場、浴場を設置し、清潔にすること
- (8) 宿泊施設が労働基準法に基づく「事業の附属寄宿舍」に該当する場合は、所定の届出等を行っていること
- (9) 宿泊施設の共用部分については、感染症の発生及びまん延防止の措置を講じていること

○詳しくはこちらでご確認ください。

「技能実習制度 運用要領 ～関係者の皆さまへ～」

出入国在留管理庁・厚生労働省 編（令和5年4月）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001100146.pdf>

4 許可を受けた監理団体から技能実習生を受け入れる必要があります。

Q: 技能実習生を受け入れる監理団体はどこでも良いのですか？

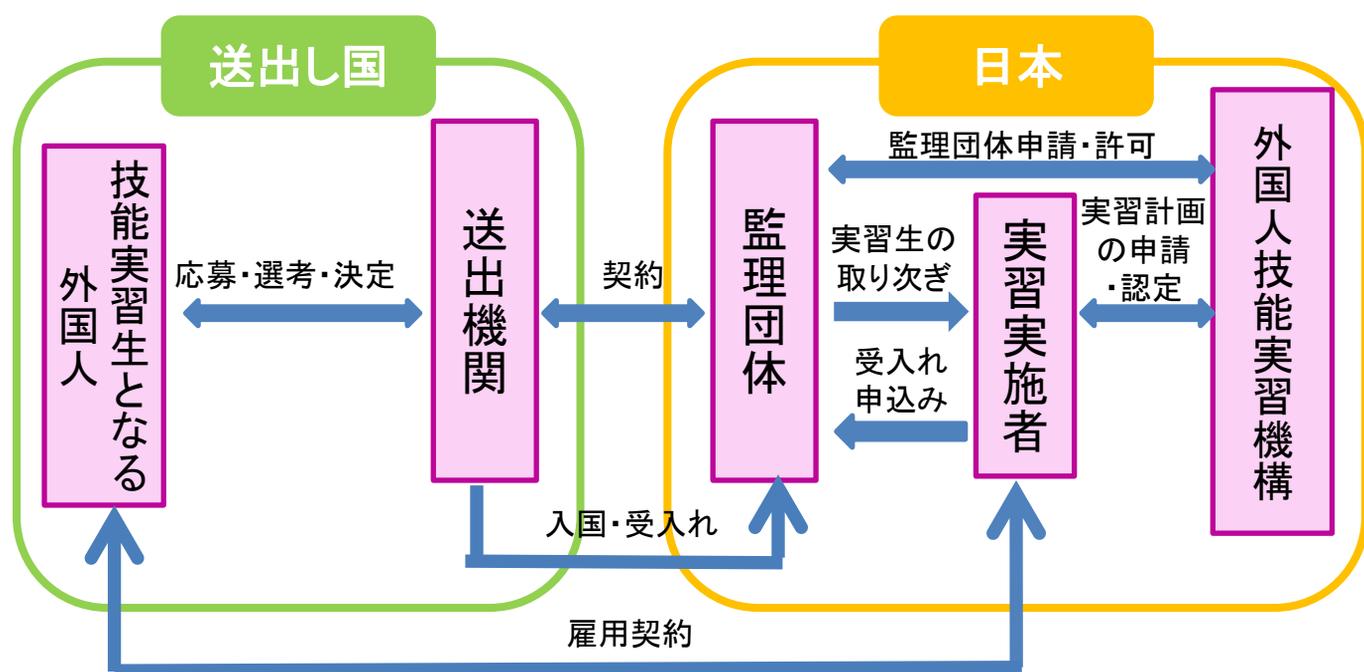
A: 監理団体は主務大臣の許可が必要です。技能実習生は許可を受けた監理団体から受け入れましょう。

監理団体には、

- ・技能実習1号(1年目)／2号(2年目・3年目)のみ受け入れができる団体(特定監理事業)

- ・3号(4年目・5年目)も含めて受け入れができる団体(一般監理事業)

がありますので、事前に外国人技能実習機構HPでご確認ください。



5 優良な実習実施者・監理団体は実習期間と受入人数枠が拡大されます。

Q: 技能実習の期間と受入人数枠はどのくらいですか？

A: 優良な実習実施者・監理団体に限り実習期間と受入人数枠が拡大されます。

優良な実習実施者の要件

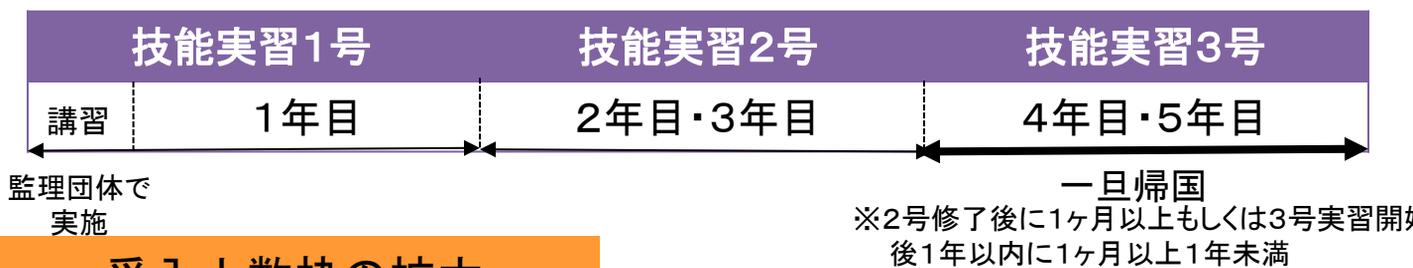
以下の要件について、ポイント制(150点満点)で90点以上であれば、優良な実習実施者とみなされます。

- (1)技能等の修得等に係る実績(70点)
- (2)技能実習を行わせる体制(10点)
- (3)技能実習生の待遇(10点)
- (4)法令違反・問題の発生状況(5点※)
- (5)相談・支援体制(45点)
- (6)地域社会との共生(10点)

(※ 違反は大幅減点)

実習期間

- (1)最大5年間(技能実習1～3号通算)の技能実習が可能となっています。
- (2)技能実習生は技能実習3号に移行する場合、2号修了後に1ヶ月以上もしくは3号実習開始後1年以内に1ヶ月以上1年未満、一旦帰国する必要があります。



受入人数枠の拡大

例えば、実習実施者の常勤の職員数が30人以下である場合、右の表の技能実習生を受け入れることができます。

- ※1 常勤の職員数が31人以上の場合、人数枠は変わります。
- ※2 受け入れられる人数制限が、1～3号それぞれで設けられています。次の人数を超えてはなりません。
 - 1号: 常勤職員数
 - 2号: 常勤職員数の2倍
 - 3号: 常勤職員数の3倍
- ※3 林業職種の場合、常勤の職員よりも技能実習生の数が少なくなるようにする必要があります。詳しくはP12をご覧ください。

(例)実習実施者の常勤の職員数が30人以下である場合の人数枠

	通常の場合	優良の場合
技能実習1号	3人	6人
技能実習2号	6人	12人
技能実習3号	—	18人
合計	9人	36人 ※3

6 技能実習の開始後、技能実習機構に届出が必要となります。

Q: 実習を開始しましたが、開始後に必要な手続きは何かありますか？

A: 実習開始後すぐに技能実習機構へ届出をする必要があります。

- (1) 実習を開始したらすぐに技能実習機構へ実習実施者の届出をして下さい。
- (2) 実習期間中、技能実習生に従事させた業務などを記載した帳簿書類を作成する必要があります。
- (3) 監理団体の指導を受けて、実習実施状況に関する報告書を作成し、毎年1回、4月1日から5月31日までに、技能実習機構に提出する必要があります。

7 技能実習生に対し、人権侵害行為等を行った場合、罰則が設けられています。

Q: 実習生への人権侵害行為が問題となっていますが、なにか気をつけておくことはありますか。

A: 技能実習生の保護のため、技能実習の強制、パスポート・在留カードの保管等の人権侵害行為は禁止されています。違反した場合、罰則があります。

技能実習生への人権侵害行為などを行った場合、1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金などの罰則があります。

8 労働条件についても、日本人と同様にしてください。

Q: 労働条件は日本人と差がありますか？

A: 基本的な労働条件は、日本人と同様に労働基準法等が適用されます。

技能実習生は、労働基準法上の労働者として、労働基準関係法令の適用を受けます。技能実習生を受け入れる林業事業者は、労働基準関係法令を遵守し、技能実習生の労働条件の確保・改善に取り組んでいただくようお願いいたします。

労働条件について

○労働条件の明示(労働基準法第15条)

・労働者を雇い入れたときには、下記の事項を示した労働条件通知書を交付するなど、労働条件を明示しなければなりません。母国語など技能実習生が理解できる方法で行ってください。

○賃金(労働基準法第24条)

・賃金は、通貨で、受け入れ企業から直接技能実習生に、その全額を、毎月1回以上、一定期日に支払わなければなりません。

○時間外・休日・深夜割増賃金(労働基準法第37条)

・時間外労働に対しては、25%以上
・深夜業(午後10時～午前5時の労働)に対しては、25%以上
・休日労働に対しては、35%以上

} の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

○最低賃金(最低賃金法第4条ほか)

・賃金は、最低賃金額以上の額を支払わなければなりません。

○労働時間(労働基準法第32条、第34条、第35条ほか)

・原則として、週40時間、1日8時間を超えて労働させてはいけません(法定労働時間)。
・労働時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は60分の休憩を与えなければなりません。
・少なくとも毎週1日の休日か、4週間を通じて4日以上の日を与えなければなりません(法定休日)。

○年次有給休暇(労働基準法第39条ほか)

6か月以上継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対しては、年次有給休暇を与えなければなりません。

年次有給休暇を取得した労働者に対して、賃金の減額その他の不利益な取り扱いをしてはいけません。

① 週所定労働日数が5日以上または週所定労働時間が30時間以上の労働者に対しては、右の表の年次有給休暇が付与されます。

勤続勤務年数	6か月	1年6か月	2年6か月
付与日数	10	11	12

② ①以外の労働者に対しては、週所定労働日数に応じて年次有給休暇が比例付与されます。

○中間搾取の禁止(労働基準法第6条)

○強制貯金の禁止(労働基準法第18条)

○賃金台帳の作成(労働基準法第108条ほか)

○解雇(労働基準法第20条、労働契約法第17条)

○就業規則(労働基準法第89条)

○寄宿舎(労働基準法第96条ほか)

安全衛生について

○安全衛生教育(労働安全衛生法第59条、安衛則第35、36条など)

○就業制限(労働安全衛生法第61条、安衛令第20条)

○健康診断の実施(労働安全衛生法第66条)

○労働災害が発生したときの対応

9 林業職種の技能実習では特別な雇用条件があります。

Q: 林業の雇用条件は日本人と変わらないのですか？

A: 林業職種の技能実習では、定められた講習を実施するなど特別な受入れ要件があります。

技能実習生を受け入れる際の要件は技能実習法施行規則等に定められていますが、林業職種の技能実習においては、実習生の労働安全の確保を図る観点から、このほかにも満たすべき以下の要件があります。

1 実習実施者は都道府県知事に認定された者である必要があります。

実習生を受け入れる実習実施者については、

- ・ 「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき都道府県知事が認定した事業主
 - ・ 「森林経営管理法」に基づき都道府県知事が公表した民間事業者
- のどちらかである必要があり、技能実習計画の認定申請時にそれを証する資料の提出が必要です。これらの認定の詳細は都道府県の林務担当部局にお問い合わせください。

2 技能実習指導員は一定の技能を有する者である必要があります。

技能実習指導員は、林業に関する実務経験を有することに加え、

- ・ 1～2号実習生には、1級又は2級林業技能士、合格後3年以上の実務経験を持つ3級林業技能士
- ・ 3号実習生には、1級林業技能士又は合格後3年以上の実務経験を持つ2級林業技能士の資格を持つ者を配置する必要があり、技能実習計画の認定申請時にそれを証する資料の提出が必要です。

3 受け入れる実習生の総数は実習実施者の常勤職員の総数以下にする必要があります。

- ・ 林業職種における受入可能な実習生の総数は、全ての職種に関する制限よりも厳しく、具体的には1～3号実習生の合計が常勤職員の総数を超えてはいけません。

	常勤職員	技能実習生				受入の可否
		合計	1号	2号	3号	
例1	8	6	1	2	3	○
例2	10	11	2	6	3	×
例3	15	15	5	5	5	○

4 安全な林業作業に関する講習を実施する必要があります。

- 実習実施者においては、第1号及び第2号実習生について、それぞれの実習期間において、農林水産大臣が定める講習事項等に従って、育林・素材生産作業に関する基礎的な技能を習得させる講習を実施する必要があります。講習の具体的な内容については、標準的な時間とともに林野庁において定めているので、詳細については林野庁HPで確認してください。
- 講習で用いる教材は、日本語(ルビ付)のほか、インドネシア語、ベトナム語、ラオス語に翻訳したものが、林野庁のHPから取得可能ですので、講習開始までに実習実施者において準備してください。また、講習を実施するに当たっては、必要に応じて実習実施者において通訳を用意してください。

講習時間数	第1号技能実習	第2号技能実習
育林・素材生産に共通する事項	21	30
育林に関する事項	19	9
素材生産に関する事項	6	58
合計	46	97

5 実施した講習の習熟状況について確認する必要があります。

- 実習実施者は、4で実施した講習の習熟状況について、毎日の実習の中で確認する必要があります。林野庁において定めたチェックリストを用いて確認を行い、このチェックリストは技能実習に関する帳簿書類の一部として大切に保管しておく必要があります。
- 監理団体による定期監査の中で、このチェックリストの確認が行われます。

6 緊急連絡体制や伐木作業現場における安全指導体制を整備する必要があります。

- 実習実施者は、労働災害が発生した場合等に備え、緊急連絡体制を整備し、予め実習生と共有しておく必要があります。緊急連絡体制は、厚生労働省が作成しているガイドラインを参考にしてください。
- 実習生が伐倒作業に従事する場合は、緊急時に指示が出せる範囲の場所に技能実習指導員を配置する必要があります。

【関連】「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」(厚労省HP)

URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000599927.pdf>

詳しくは、林野庁のHPでご確認ください。

「林業分野における外国人材の受入れ」(林野庁)

URL: <https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/gaikoku.html>

10 技能実習生は技能検定を受検する必要があります。

Q: 技能検定は必ず受検するのですか？

A: 技能実習は、技能検定の合格を目標として実習を行うことから、受検は必須です。

- (1) 1号修了時においては、技能検定基礎級の実技試験と学科試験の受検が必須です。2号・3号修了時においては、技能検定随時3級と随時2級の実技試験の受検が必須ですが、学科試験についても受検することが勧奨されます。
- (2) 2号・3号の技能実習に移行するためには、それぞれ前段階の技能実習において目標とした試験に合格している必要があります。
- (3) 技能実習機構では、技能実習生が技能検定を適切に受検出来るよう、監理団体等の申請に基づき、試験実施機関への取次ぎ等を行う受検手続支援を行っています。

※技能実習機構による受検手続支援の申込期限

- ・基礎級: 技能実習計画の認定を受けたら速やかに、遅くとも技能実習修了の6ヶ月前まで
- ・随時3級、随時2級: 技能実習計画の認定を受けたら速やかに、遅くとも技能実習修了の12ヶ月前まで

https://www.otit.go.jp/info_jyuken/

- (4) 林業職種 of 技能実習のための技能検定試験の日程は林業技能向上センターのホームページ(下記URL)で確認できます。

<https://ringyou-gino.org/foreign/index.php>

お問い合わせ

「外国人技能実習制度」に関するお問い合わせは

- 外国人技能実習機構 Tel : 03-6712-1523 (代)

- 地方事務所・支所（技能実習計画の認定に関すること）
 - ※【 】内は担当区域
 - ◇ 札幌事務所【北海道】 Tel : 011-596-6470
 - ◇ 仙台事務所【青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県】
Tel : 022-399-6326
 - ◇ 東京事務所【栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、
山梨県】 Tel : 03-6433-9211
 - ◇ 水戸支所（東京事務所）【茨城県】 Tel : 029-350-8852
 - ◇ 長野支所（東京事務所）【新潟県、長野県】 Tel : 026-217-3556
 - ◇ 名古屋事務所【岐阜県、静岡県、愛知県、三重県】
Tel : 052-684-8402
 - ◇ 富山支所（名古屋事務所）【富山県、石川県、福井県】
Tel : 076-471-8564
 - ◇ 大阪事務所【滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県】
Tel : 06-6210-3351
 - ◇ 広島事務所【鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県】
Tel : 082-207-3123
 - ◇ 高松事務所【徳島県、香川県】 Tel : 087-802-5850
 - ◇ 松山支所（高松事務所）【愛媛県、高知県】 Tel : 089-909-4110
 - ◇ 福岡事務所【福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県】
Tel : 092-710-4070
 - ◇ 熊本支所（福岡事務所）【熊本県、宮崎県、鹿児島県】
Tel : 096-223-5372

林業職種における「外国人技能実習制度」に関するお問い合わせは

- 一般社団法人林業技能向上センター Tel : 03-4334-7377

農林水産省告示その他制度（入管関連を除く）に関するお問い合わせは

- 林野庁林政部経営課 林業労働・経営対策室 Tel : 03-3502-1629